

平成30年 2月23日

お客様各位

日本海信用金庫

「後見支援預金」の取扱い開始について

当金庫は、平成30年3月1日（木）より「後見支援預金」の取扱いを開始いたします。

「後見支援預金」は、成年後見制度による支援を受ける方の預金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき管理するための口座です。

「後見支援預金」の概要は、下記のとおりです。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 名 称 | 後見支援預金 |
| 2. 取扱開始日 | 平成30年 3月 1日（木） |
| 3. 利用対象者 | 家庭裁判所が「後見支援預金」新規契約にかかる「指示書」を交付した者 |
| 4. 主 な 特 徴 | <ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。・普通預金として取扱います。・キャッシュカードの発行はできません。・最低預入額の制限はありません。・スーパー定期預金（店頭表示金利1年もの）の金利を付与します。・自動振込の基本手数料を免除します。・振込手数料（自動振込含む）を免除します。 |

以上

※お問い合わせ先

日本海信用金庫 事務管理部

電話番号 0855-22-1852（平日9:00～17:00）

後見支援預金手続きの流れ

日本海信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。